

特定事業所集中減算の計算の考え方について

法人 利用者	株式会社エヒメ		株式会社イヨ
	松山訪問介護事業所	伊予訪問介護事業所	松山ヘルパーセンター
一色			
二神			
三田			
四宮			
五木			
六本木			
七瀬			
八代			
九条			
十津川			
合計	7	4	5

ケアプラン作成数：10件

紹介法人：2法人（株式会社エヒメ及び株式会社イヨ）

紹介事業所数：3事業所（松山訪問介護事業所、伊予訪問介護事業所、松山ヘルパーセンター）

上記の場合は、ケアプラン数10件に対して株式会社エヒメという法人に対して10件の紹介（松山訪問介護事業所及び伊予訪問介護事業所）、株式会社イヨという法人に対して5件の紹介（松山ヘルパーセンター）となります。

つまり、株式会社エヒメに対する紹介率は $10 / 10 \times 100 = \underline{100\%}$ の紹介率となります。

株式会社イヨに対する紹介率は $5 / 10 \times 100 = \underline{50\%}$ の紹介率となります。

同一ケアプランに複数事業所の紹介をしても分母は増えませんので注意してください。